

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

授業料の徴収及び就学支援金の認定に係る事務を平準化するため、就学支援金の認定期間を踏まえ、授業料を納付する期及び期ごとの納付額について、見直しを行う等所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 授業料納付の第1期の対象月を「4月から9月まで」から「4月から6月まで」に、納付額を「年額の2分の1に相当する額」から「年額の4分の1に相当する額」に改め、それに合わせて、第2期の対象月を「10月から翌年3月まで」から「7月から翌年3月まで」に、納付額を「同」から「年額の4分の3に相当する額」に改める。（第4条第2項の表関係）
- (2) 県立高校の通信制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあっては、全日制の課程に係る入学検定料を納付しなければならないことを明記する。（第2条第3項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。